

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第54号）

（行財政局税務部税制課）

行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備することとします。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第54号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)